

No.12
奇数月1日発行



平成26年11月 広報さーくる

内容
・「船橋市リハビリセンターの紹介」（船橋市健康政策課）
・船橋市リハビリセンターがリニューアル！！
・ご報告
・お知らせ
・編集後記

「船橋市リハビリセンターの紹介」

船橋市健康政策課

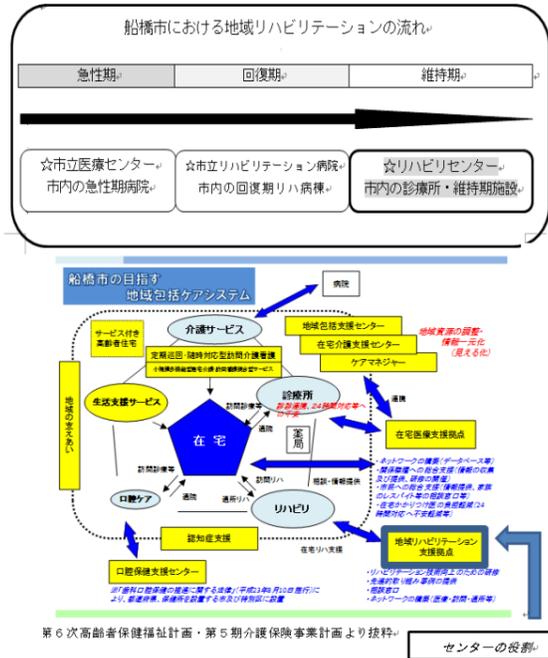
高齢者や障害のある人々がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、医療や福祉に関わるリハビリ関係者が連携し、急性期から回復期、維持期まで適切にリハビリテーションを提供する体制を構築することが必要となります。このような地域の連携に基づく地域リハビリテーション体制の構築は、地域包括ケアシステムを実現するための要の一つです。下図で示す「船橋市の目指す地域包括ケアシステム」において、本市では地域のリハビリ資源を地域の支えあいの構成要素とし、「地域リハビリテーション支援拠点」と連携を図り、在宅リハビリの支援を行うことを掲げています。

平成24年2月に策定した「船橋市地域リハビリテーション構想」においては、急性期、回復期から維持期まで継続的にリハビリテーションを提供できるよう、地域リハビリテーション支援拠点の整備の必要性を掲げています。

一方、ケア・リハビリセンターは、平成10年の開設当初から「高齢者福祉施設」に位置付けられておりましたが、ケア・リハビリセンター内のリハビリセンターは、介護保険等の施設ではないことから、介護報酬等の財源の確保ができていない状況がありました。

そこで、財源の確保を伴う、ケア・リハビリセンターの積極的な活性化を図ることとなり、リハビリセンターの内部改修を行い、新たなリハビリセンターの管理運営は、維持期のリハビリテーションに関する識見や提供実績等があり、指定期間中、安定した管理運営を行うことのできる実績及び能力を有している者に委託するため、平成26年4月1日より、指定管理者制度を導入するものとし、選考の結果、医療法人社団輝生会に指定管理を委託することとなりました。

今後は、地域で生活しながらリハビリを行う方を対象に、指定管理者がこれまでに培った維持期のリハビリテーションに関するさまざまなノウハウを活用し、これまでの介護予防のためのリハビリ事業に加え、リハビリテーション科のクリニックの運営を平成26年7月から、また平成27年4月からは、訪問看護ステーションの運営を開始することで総合的なリハビリの提供を行っていきます。さらに、地域リハビリテーションを推進するための拠点事業として、市内のリハビリを行う病院等と密接な連携体制を整え、継続したリハビリテーションを提供するため、リハビリの総合相談や啓発活動等を行い、医療・介護の専門家、家族等がリハビリテーションの立場から協力しあう「地域リハビリテーション」の推進を支援していくなどの新たな取り組みを実施していきます。（文責：船橋市健康政策課）



船橋市リハビリセンターがリニューアル！！

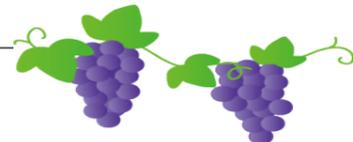
江尻 和貴<地域リハ拠点事業マネジャー・ソーシャルワーカー（社会福祉士）>：文責

船橋市飯山満（はさま）町にある船橋市リハビリセンターは平成26年4月1日より、船橋市立リハビリテーション病院と同じ「医療法人社団輝生会」が指定管理者として、船橋市からリハビリセンターの事業を引き継ぎ、機能拡充する形で運営を開始しております。

主な事業	①リハビリに特化したクリニック運営	「船橋市リハビリセンタークリニック」は平成26年7月に開院。次の3種類の事業を実施。 ①外来リハビリテーション：主に急性期・回復期の病院を退院された方を対象。 ②短時間通所リハビリテーション：介護保険の要支援・要介護認定を受けている方を対象。 ③訪問リハビリテーション：通うことが難しい方に、リハビリスタッフがご自宅を訪問、トレーニングや生活環境の提案、活動性拡大へむけた働きかけ等を行う。
	②要介護状態予防のためのリハビリ事業	これまで市が運営してきた事業を引き継いで行っています。主に65歳以上で少しお身体に不安のある方を対象。3ヶ月間週2回通っていただく「パワーリハビリ教室」、パワーリハビリ教室を終了された方を対象に継続的な運動習慣の定着を目指す「パワーリハビリフォローアップ」、プールを利用した水中歩行訓練を行う「プールリハビリ」を実施。
	③地域リハビリテーション拠点事業	「地域リハビリテーション」とは、「住み慣れた所で、そこに住む人々と共に、一生安全にいきいきとした生活が送れるよう、医療・保健・福祉および生活に関わるあらゆる人々がリハビリテーションの立場から行う活動のすべて」のことです。当事業では、リハビリに関する総合相談、関係者向け勉強会の開催、市民に向けた普及・啓発活動等を行っています。これまでは、「船橋市地域リハ研究会」というボランティアなグループが主体となってこれらの活動を行ってききましたが、船橋市リハビリセンターがリニューアルされたことを機に、当センターが当市における地域リハビリテーションの支援拠点と位置づけられ、当該研究会と密接な連携を図り、事業を運営していくこととなりました。

直近においては、9月13日に開催された第11回地域リハビリテーション研究大会において茨城県立健康プラザ管理者でいらっしゃる大田仁史先生から、地域リハビリテーションについてお話をいただき、地域リハビリテーションを、「障害をもつ人や、高齢者が生活しやすいよう地域が変わること」であると話をいただきました。その点において、「さーくる」が行っている、1人の人の課題を解決するために横断的に支援し、人と人、事業所と事業所を結びつける活動はまさに地域リハビリテーションの実践だと考えています。

当リハビリセンターにいらっしゃる方は、程度の差はあるものの、生活のしにくさを抱えています。私たち船橋市リハビリセンターはリハビリテーションを通じて、そういった方々を支えて参ります。今後さらに保健と福祉の総合相談窓口である「さーくる」とも協力し、「その人らしく」地域で生活していくことの支援をしていきたいと思ひます。なお、平成27年度からは訪問看護ステーションを開設し、より充実したリハビリテーション・ケアの提供に努めます。市民の皆さま及び「さーくる」関係者におかれましては、地域で生活される高齢の方や障害をお持ちの方、「少し身体が心配になってきた」という方、「病気や怪我をしましてリハビリを受けたい」という方、あるいは、「今は困っていないけれど、リハビリとは何か知りたい」という方等々いらっしゃいましたら、お気軽に当リハビリセンターにご連絡ください。 **連絡先：047-468-2001**



ご報告

オアシス家族会交流会にて 平成26年9月25日(木)

平成26年9月25日(木)出前講座にお邪魔し、さーくるの事業の目的や業務内容の説明をしたうえで、昨年実績に基づいて、相談内容の特徴や具体的な相談支援についてお話をさせていただきました。

さーくるの場合、「経済的な問題」が最も多い相談ではありますが、「仕事の問題」「健康問題」も大変多く、これは複合的に問題を抱えている状況だと思えます。

引きこもりのご家族を抱える親御さんからの相談では、「仕事に関連する相談は、ハローワークや若者サポートステーション。医療受診の必要と思われる相談は、保健所。日中活動のご相談は、地域活動支援センターオアシス。といったように様々な機関と連携をしながら、地域生活のご支援を共にさせていただいている」と、お話をさせていただきました。仕事と一言では言いますが、やはり、就労プランがあることやコミュニケーションが苦手といった問題もあります。事業所側が業務の切り出しを行い仕事を作り、本人の「できること」を仕事とする「中間的就労」に、非常に関心を持たれておりました。

「さーくる」は、保健と福祉の総合的な相談窓口として、身近なものとなるように、今後も、ご支援をさせていただきたいです。

「オアシス家族会」は、精神障害者をかかえる家族が、悩みを分かち合いながら、さまざまな問題を解決したいと2003年9月に結成されました。“当事者を支え、回復につなげるためには、まず家族が元気になろう”を目標として、いろいろな問題に取り組み、さまざま角度から活動しています。

その活動の一環として、毎月、第2火曜日と第4木曜日に談話会を行っております。

現在100名位の会員がおりますが、引きこもり状態の家族を抱える方が多く、相談できる場所を求めているという現状です。

地域に出向いて。～ボランティア講習会出前講座のご報告～ 平成26年10月3日(金)

平成26年10月3日(金)宮本地区社会福祉協議会ボランティア講習会にお邪魔し、さーくるの事業説明や具体的な相談支援の実例をお話しさせていただきました。前半は、地域福祉課地域福祉支援員の竹之内氏による、社会福祉協議会への補助事業、災害時要援護者支援、第2次船橋市地域福祉計画とその重点プロジェクトのお話がありました。

そのうちのひとつが「相談窓口のワンストップ化プロジェクト」でした。平成24年12月より、市の委託を受け、船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」さーくるの事業が始まり、昨年度の相談実績も、右肩上がりの状況です。この点については、私も説明を加える形で、「相談支援は、単に、サービスや制度等を説明や紹介をすることではなく、共に行く、伴走することが大切であり、その為にも、時間、回数を重ねたアセスメントが重要である」ことをお伝えしました。

また、来年度より施行される、生活困窮者自立支援法にも触れ、「地域福祉とは、大量・多様な福祉サービスのニーズに対し、市民と行政が共働して取り組む面があり、崩壊してしまった地域コミュニティを再構築し、一人一人が生きがいを持って暮らせる地域を作り出す面がある」ことを受け、この法律では、必須事業である、「自立相談支援、住居確保給付金」と、任意事業である、「就労準備支援事業・中間的就労の推進、家計相談事業、学習支援事業」があり、地区社協は、生きがい支援をはじめとする、インフォーマルな支援として期待されていると、竹之内氏から話されておりました。

さーくるは、昨年実績で、「就労準備、中間的就労」に関する具体的な例をあげ、「今後、相談支援の出口として、多様な働き方のできる事業所等の理解と協力が必要である」ことをお伝えしました。高齢者の分野では、在宅介護支援センター、地域包括支援センターと密な連携を取りながら、家族全体の地域生活を支援できる関係作りが期待されていると実感しました。他の地区社協等におかれまして、今後、さーくるの活動の事だけでなく、生活困窮者自立支援のお話をさせていただきたいと思っておりますので、ご遠慮なくお声掛けください。

お知らせ

☆お知らせコーナーへ掲載を希望される団体は「さーくる(circle)」までご連絡ください。

TEL047-495-7111 FAX 047-435-7100

講演名	日時	場所	費用	申込み	問い合わせ他
市民公開講座 「認知症の正しい理解におけて」 講演:長谷川和夫先生 座長:中山和彦先生	平成26年11月22日(土) 14時~15時 (13時40分受付開始)	介護老人保健施設 やすらぎ(船橋市市場3-3-1)	無料	11/8(土)まで。 電話か、申込を事務局に FAX。 詳しくはお問い合わせ下さい。	問合せ:総武病院庶務課宛 TEL:186-047-422-2171 FAX:047-424-3125
第66回 人権週間 ちばハートフル・ヒューマンフェスタ2014	平成26年12月4日(木) 13時~16時 (開場12時~)	千葉市民会館大ホール(千葉市中央区要町1-1)	入場無料 定員1000名 応募多数の場合は抽選。	11/4(火)まで。 ハガキにて。詳しくは事務局へお問い合わせ下さい。	問合せ:千葉県健康福祉政策課人権室 TEL:043-223-2348 FAX:047-222-9028
第4回船橋市認知症シンポジウム 地域で支える認知症 ①基調講演 「認知症の現状と将来」 ②シンポジウム	平成26年12月6日(土) 14時~16時30分 (開場13時30分~)	船橋市勤労市民センター (船橋市本町4-19-6)	入場無料 定員320名	申込を電話か FAXにて。 詳しくは事務局にお問い合わせ下さい。	問合せ:船橋市医師会事務局 TEL:047-424-4771 FAX:047-423-7131

【発行・編集】
社会福祉法人 生活クラブ風の村
船橋市委託事業
船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる(circle)
所在地 船橋市湊町2-10-25 船橋市役所本庁舎内1階
TEL 047-495-7111 FAX 047-435-7100
HP http://www.kazenomura.jp Email circle@kazenomura.jp
~あなたの尊厳を守ります。~

読書の秋、芸術の秋、食欲の秋、様々な秋の楽しみがありますが、皆様はどの様な季節を過ごされていますか？
私は、趣味であるフラダンスの教室を2つ通っています。今年2年程は1つに減らしていたので、なんとかこの秋、復活しようか？悩んでいた所です。
新しいことを始めると、か、今までの生活に変化をつけることは何とも苦労のいることだろうと、それだけに思っています。
相談に来られる方はもともとつとそう思った思いを抱えていらつした思いを、お話を伺っていきたく感じています。

(K) 編集後記